

日之影町農業委員会 第27回総会

開催日時 : 令和7年10月28日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 町民ホール

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
工藤 昭一 佐藤 陽子 矢通 広信
甲斐 直 高岡 光美 中川 今朝久 押方 徹
甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : 山本 英二 一水 秀樹 榊田 隆盛

議事日程 : ① 議案第78号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第79号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

③ 議案第80号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議長	<p>只今から第27回の総会を開催いたします。</p> <p>本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。</p> <p>はじめに、議事録署名委員を指名します。</p> <p>8番 矢通 広信 委員、2番 松本 貴美子 委員にお願いします。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第78号朗読・説明)</p>
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、工藤委員の説明をお願いします。</p>
工藤委員	<p>説明いたします。</p> <p>現地につきましては、事務局と10月14日に確認いたしました。</p> <p>譲渡人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■集落に母親と2人でお住まいです。</p> <p>譲受人の■■■■さんは■■■■歳で、■■■■の■■■■さんの息子さんです。</p> <p>申請地は10年以上、■■■■さんが管理されており、今回、譲渡人より贈与したいと話が出ての申請となりました。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
議長	<p>今、何を耕作しているのか。</p>
工藤委員	<p>自己保全です。以前はスイカ等作っていたが、今は何も作っていない。耕耘しているだけのようです。</p>
議長	<p>今後、どのように活用するのか、聞いているか。</p>
工藤委員	<p>土手側がハウス側になるが、少し土がずれてきていたので持ち主に相談したら、譲る話が出たみたいです。</p>
事務局	<p>奥さんが畑にしたいと話されていきました。自分の家で食べる野菜を耕作するそうです。</p>
議長	<p>米ではなく、野菜を作るということですが3条申請としては問題はない。</p> <p>他に意見はありませんか、どうですか。</p> <p>意見がないようなので、採決をします。</p> <p>これより採決します。議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございます。全員賛成です。</p> <p>よって、議案第78号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可します。</p>

議長 次に、議案第79号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第79号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明が終わりました。続いて、今村委員の説明をお願いします。

今村委員 現地について事務局と10月14日に確認しました。
申請者の■■■■さんは■■歳で■■■にお住まいです。■■■集落の■■■さんの息子さんになります。田植えの時期などは■■■から帰ってきて手伝っており、集落の道の草切り等も協力を頂いています。父はすでに他界しておりまして、母である■■■さんも■■歳と高齢で、管理することが難しくなっているため、比較的管理が容易な植林をしたいとのことでした。
申請地は、水は黒パイプで引いてきていますが、台風の影響などで水が来ていない状態です。道も途中から未舗装で農業機械等、通行が困難かなと思いました。
ご審議をお願いします。

会長 航空写真で見ると右下に見えるところは田ではないか。

今村委員 そうです。田になりますが、申請地の上の方になります。位置的には上と下でかなり離れています。

会長 植林しても鹿の被害があるのではないか

今村委員 ここは、ネットがあります。だから、鹿は大丈夫かと思えます。

会長 質問はありませんか。
それでは、採決します。
議案第79号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第79号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。

議長 次に、議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第80号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、松本委員の説明をお願いします。

松本委員 説明いたします。
現地については、事務局と10月14日に確認いたしました。

申請者の■■■■さんは■■■■歳で、奥さんと二人、■■■■集落にお住まいです。現在は農林業を営んでおられます。

申請地は■■■■集落のはずれになり、柚子を栽培していましたが鹿の被害に加えて、台風被害で倒木し、柚子の栽培が困難になったため、植林したいと申請に至りました。ご審議をお願いします。

議長

以上で説明は終わりました。
これより質疑に入ります。挙手をしてご意見ををお願いします。

会長

場所は、集落のどのあたりになるのか。

松本委員

■■■■集落を通り抜けて、■■■■という集落に行く道の左下になる。周りはほとんど山、日照権の問題とかは程遠いと思われる。

会長

他に質疑はありませんか。
それでは、採決します。

議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は申請のとおり許可することに決定しました。

以上で、本日予定しておりました議案は全て終了しました。
ありがとうございました。